

## 知事が保有する個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に 対する処分に係る審査基準

令和5年4月1日施行

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準については次のとおりとするが、保有個人情報の内容や利用目的に則し、個別具体的に慎重に行わなければならない。

- 1 法第82条第1項の規定に基づく開示する旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
  - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
  - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
  - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があるとき
- 2 法第82条第2項の規定に基づく開示しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
  - (1) 開示請求書の記載に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
  - (2) 開示請求に係る保有個人情報を管理していない場合（開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合を含む。）
  - (3) 開示請求に係る保有個人情報が全て不開示情報に該当する場合
  - (4) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき
  - (5) 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合
  - (6) 開示請求に係る保有個人情報が、法第88条又は第124条の規定により、開示請求できないものである場合
  - (7) 開示請求が権利の濫用であると認められる場合
- 3 1及び2の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は別添「保有個人情報該当性の判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は別添「不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示をすべきかどうかの判断は別添「部分開示に関する判断基準」に、個人の権利利益を

保護するための裁量的開示をすべきかどうかの判断は別添「裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存在を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうかの判断は別添「保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

4 法第 92 条の規定に基づき保有個人情報の訂正をする義務があるかどうかの判断は別添「訂正請求に関する判断基準」による。

5 法第 100 条の規定に基づき保有個人情報の利用停止をする義務があるかどうかの判断は別添「利用停止請求に関する判断基準」による。

## 保有個人情報該当性の判断基準（法第 60 条第 1 項関係）

開示請求の対象が法第 60 条第 1 項に規定する「保有個人情報」に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「行政機関等の職員」とは、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の国家公務員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の地方公務員をはじめとした地方公共団体の機関の職員並びに独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員であり、国家公務員及び地方公務員にあつては、常勤及び非常勤いずれの者も含む。また、附属機関等の委員を含む。
- 2 「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は除く。

職務には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 又は第 180 条の 7 の規定により委任を受け、又は補助執行として処理している事務が含まれる。

なお、職員が地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 18 条などの規定により、他の法人その他の団体の事務に従事している場合の当該事務は、ここでいう職務に当たらない。
- 3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。
- 4 「行政機関等が保有している」とは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれる。
- 5 「ただし、行政文書、法人文書又は地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る。」とは、個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提としている。その上で、法に基づく開示等請求に係る規律は、情報公開制度において本人開示が認められない点を補完する側面を有していることを踏まえ、情報公開制度との整合性を確保する観点から、行政文書、法人文書又は地方公共団体等行政文書に記録されているものに限定することとしている。したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。

## 不開示情報該当性の判断基準（法第 78 条第 1 項関係）

開示請求に係る保有個人情報が開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

### 第 1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第 78 条第 1 項第 1 号）該当性について

「開示請求者」とは、保有個人情報の開示請求をした者（代理人が本人に代わって開示請求をした場合は、本人）をいう。

「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれ」の有無については、当該個人情報の性質、開示に至る状況や経過などを総合的に勘案し、客観的に判断する。

### 第 2 第三者個人情報（法第 78 条第 1 項第 2 号）該当性について

#### 1 第 2 号本文

(1) 「開示請求者」とは、保有個人情報の開示請求をした者（代理人が本人に代わって開示請求をした場合は、本人）をいう。

(2) 「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。個人に関する情報である限り、住所、国籍にかかわらず、外国人も含めたあらゆる個人の情報を保護の対象とするものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 2 第 8 項から第 10 項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「特定の個人を識別することができるもの」とは、特定の個人が明らかに識別され、又は識別される可能性があるものをいう。例えば、氏名、住所、生年月日等のように、特定の個人が直接識別できるものは、これに当たる。

「他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とは、他の情報と照合することができる場合に、それにより間接的に特定の個人が識別され得ることとなるものを含むとする趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報のほか、当該個人の友人、同僚、地域住民、親類など一部の者のみが入手しているか又は入手可能な情報も含むものである。

例えば、匿名の手書きによる内部告発文書は、一見、個人識別性がないように見えるが、個人の筆跡は身近な人物が見れば特定の個人を識別できる場合があることから、当該文書全体を個人識別情報と解すべきである。

しかし、特別の調査をしなければ入手し得ないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はない。

なお、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

「個人識別符号」とは、法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

- (3) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人が識別されないが、開示することにより、人格的・財産的な権利利益等個人の権利利益を侵害するおそれがあるものをいう。

## 2 第2号ただし書イ

法令の規定や慣行により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は、開示しても社会通念上個人の権利利益を侵害するおそれがなく、仮に侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまると考えられるため、例外的に開示することとされている。

「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。開示に当たって有料か無料かは問わない。なお、ここでの「法令」には条例も含まれるため、例えば、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条第2号ただし書により開示される個人情報については、開示されることとなる。

「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。積極的に公示、公表等が行われる場合のほか、県民等の求めに応じて提供する取扱いがされている場合を含む。開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

公にされている行政機関等の職員の氏名については、本号イに該当するものとして、開示されることとなる。

「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは、将来知られることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

## 3 第2号ただし書ロ

- (1) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが、不開示とすることによって保護される利益に優越して必要であると認められる情

報は、例外的に開示することとされている。

- (2) 「開示することが必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。この比較衡量は、個人に関する情報には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等と生活及び財産とでは開示することにより保護される利益の程度に相当の差があることを踏まえた上で行うものとする。この際、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないよう十分配慮するものとする。

#### 4 第2号ただし書ハ

「公務員等」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員をいう。国家公務員及び地方公務員は、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報を意味する。公務員等の個人の私的な情報等は含まない。

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。職名については、その職務に関する情報と不可分の要素であることから、仮に特定の公務員等を識別し得る場合であっても、開示の対象となる。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成された職員録や配席図により公になっているなど「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合には、法第78条第1項第2号イに該当するとして開示することとなるが、そうでない場合は、開示しないこととなる。

例えば、愛知県情報公開条例第7条第2号ただし書ハについて、警察職員のうち一定の職にある者については、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあることから、氏名を開示の対象としておらず、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号）第3条の2において、氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲を、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と定めている。そのため、通常、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員の氏名については、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予

定されている情報には該当しないことから、法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イに該当せず、法第 78 条第 1 項第 2 号により不開示となる。

### 第 3 事業活動情報（法第 78 条第 1 項第 3 号）該当性について

事業者の正当な利益を保護するため、法人その他の団体に関する情報（法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等に関する情報）又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の 1 又は 2 に該当するものは、不開示情報とされている。

本号は、事業活動上の利益に着目した規定であることから、個人事業主と法人等とを区別していない。

その他の団体には、株式会社等の会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合には、不開示情報とはならない。

「開示することが必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示がその危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために必要な場合がこれに相当する。比較衡量に当たっては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を十分踏まえるものとする。

#### 1 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

「個人の権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が

求められる。

開示することにより事業者の正当な利益を損なう情報としては、例えば、技術開発・営業経営上のノウハウ、内部管理上の情報、信用・評価に関わる情報で、請求者に開示することにより、当該事業者が競争上不利な立場に立たされたり、社会的評価の低下となるもののほか、社会通念上、団体の内部事項とされる情報で、請求者に開示することが団体に対する不当な干渉と認められるものなどが考えられる。

なお、愛知県情報公開条例により開示される情報は、開示することにより事業者の正当な利益を損なうものとは認められないので、本号に該当しない。

- 2 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

「開示しないとの条件」については、法や愛知県情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「通例として開示しないこととされているもの」については、法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、県と事業者との関係や当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報や類似の情報が公になっていたり、提供者が提供後に開示に承諾したなどの事情がある場合には、これに当たらない。

#### 第4 公共の安全等に関する情報（法第78条第1項第5号）該当性について

公共の安全と秩序の維持を確保するため、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めるにつき相当の理由がある情報が記録されている保有個人情報、不開示とされている。

「犯罪の予防」とは、罪の発生を未然に防止することをいう。

「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

「公訴の維持」については、「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」については、「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 2 章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、これに該当する。

「公共の安全と秩序の維持」については、刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報もこれに含まれる。

風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、法第 78 条第 1 項第 7 号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

なお、本号の不開示情報は、地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用がなく、別途、法第78条第1項第7号ロが適用される。

「支障を及ぼすおそれがある」とは、人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、警察活動等が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性がある場合をいう。

「地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、当該地方公共団体の機関の第1次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかを審査・判断するものであることを示すものである。これは、本号に係る情報の性質上、開示・不開示の判断に、犯罪等に関する専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められるためである。

## 第5 審議、検討等に関する情報（法第78条第1項第6号）該当性について

### 1 審議等に関する情報として不開示となる情報

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

本号は、国や県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報を対象としているため、例えば、県と民間事業者間の協議は該当しない。

国や県の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度であることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

「損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。

「国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。

「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益

を及ぼすおそれがある場合などを指す。

## 2 不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、国や県の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

## 第6 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）該当性について

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、「事務又は事業」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う一切の事務事業をいい、例示されたもの以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断し、個別の事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、本号の不開示情報に該当する。

「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

「おそれ」の程度については、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されることに留意する。

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

「他国若しくは国際機関（以下「他国等」という。）」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力

(APEC)、国際刑事警察機構（ICPO）等の事務局等を含む。

「国の安全が害されるおそれ」とは、国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

「信頼関係が損なわれるおそれ」については、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

「交渉上不利益を被るおそれ」については、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

同号ハに列举された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が考えられる。

「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」とは、例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、（i）知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、（ii）試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。

「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」とは、例えば、これらの法人等の技術開発・営業経営上のノウハウ、内部管理上の情報、信用・評価に関わる情報で、請求者を開示することにより、当該法人等が競争上不利な立場に立たされたり、社会的評価の低下となるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

## 部分開示に関する判断基準（法第 79 条関係）

開示請求に係る保有個人情報について、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準による。

- 1 「容易に区分して除くことができる」とは、法第 78 条第 1 項各号に該当する不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが物理的・技術的に困難でなく、かつ、時間、経費等から判断して容易である場合をいう。
- 2 録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。
- 3 電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。
- 4 「開示請求者」とは、自己に関する保有個人情報の開示請求をした者（代理人が本人に代わって開示請求をした場合は、本人）をいう。
- 5 「氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等」には、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定する「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの」が含まれる。  
「個人識別符号」とは、法第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。
- 6 「開示しても、開示請求者以外個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、開示しても、人格的・財産的な権利利益等、個人の権利利益を害するおそれがない場合をいう。したがって、特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる場合には、部分開示をすることにはならない。

### 裁量的開示に関する判断基準（法第 80 条関係）

個人の権利利益を保護するための裁量的開示を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

法第 78 条第 1 項各号の不開示情報該当性を判断する際には、当該開示請求を拒否することにより保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量することになる。裁量的開示は、行政機関等として不開示情報に該当すると総合的に判断した場合であっても、このような比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には、行政的判断により、開示することができるとするものである。

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める」かどうかの判断に当たっては、個々の不開示情報の規定により保護すべき利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に害することのないようにする。

また、法令又は条例の定めにより、開示することができない情報については、裁量的開示ができないことに留意する。

### 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準（法第 81 条関係）

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる時」とは、開示請求に係る保有個人情報の存否自体の情報が法第 78 条第 1 項各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいい、例えば、内偵情報、候補者名簿、内部告発情報に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人を対象とした犯罪捜査の有無、候補者としてしているか否か、内部告発の有無を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。
- 2 存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるような性質の保有個人情報については、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。
- 3 「当該開示請求を拒否すること」は、法第 82 条第 2 項の規定に基づき「開示をしない旨の決定」をすることにより行う。

## 訂正請求に関する判断基準（法第 92 条関係）

法第 92 条の規定に基づき保有個人情報の訂正をする義務があるかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。
- 2 「利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」
  - (1) 訂正請求制度は、法第 65 条に規定する正確性の確保に関する努力義務を受けて、本人が関与し得る制度として利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるもののため、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。
  - (2) 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。  
具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる（過去の一定時点での住所を記録することが利用目的である場合には、転居により住所が変わったとしても訂正する義務はないことになる。）。
  - (3) 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。
- 3 訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。
- 4 訂正請求書の記載に不備がある場合は、訂正をしない旨の決定を行う。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。

## 利用停止請求に関する判断基準（法第 100 条関係）

法第 100 条の規定に基づき保有個人情報の利用停止をする義務があるかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「利用停止請求に理由がある」とは、法第 98 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する違反の事実があると行政機関等の長が認めるときである。その判断は、保有個人情報の利用目的等を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第 98 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する違反状態を是正する意味である。
- 3 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。  
例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。
- 4 利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。
- 5 利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない（法第 100 条ただし書）。これは、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優越するような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でないため、こういった場合に限り、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。
- 6 利用停止請求書の記載に不備がある場合は、利用停止をしない旨の決定を行う。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。